

# 高齢者・障害者のための新しい出張相談等の実施状況について

法テラスでは、平成30年1月24日から、改正総合法律支援法の施行により、①高齢者・障害者等で認知機能が十分でない方を対象とした新たな援助（特定援助対象者法律相談援助）、及び、②DV、ストーカー、児童虐待の被害に遭われている方を対象とした援助（DV等被害者法律相談援助）を開始いたしました。具体的な援助の内容と、これまでの利用状況等をご紹介します。（数字は暫定速報値）

## 1) 高齢者・障害者等で認知機能が十分でない方に対する法律相談（特定援助対象者法律相談援助）

【件数】平成30年8月14日までの本援助の実施件数は**314件**となっています。

### 【対象となる方】

高齢者や障害者等で認知機能が十分でない方々、かつ、近隣に居住する親族がいないなどの理由により、法的問題を抱えていても、自ら法的サービスを受けるために行動をすることが難しい方。

### 【ポイント】

本援助は、本人からではなく、地域包括支援センターなどのご本人を支援する福祉機関等からの申し込みに基づき、弁護士や司法書士による出張法律相談を実施するものです。

### 【実績】

援助申し込機関の内訳は表1のとおりで、地域包括支援センターからの申し込みが最多となっています。事件類型別の内訳は表2のとおりであり、多重債務と成年後見等の案件が大半を占めています。

### 【具体的な4つの事例】

#### ① 親族による経済的虐待が疑われる事案

関東の80代女性。別居中の長男から同居の提案があり、そのための不動産購入と言われ3000万円渡した。その後長男と連絡が取れなくなった。今後どうしたらよいか。  
 ⇒ 長男の所在調査と金銭の返還請求手続等説明。少し考えたことと、引き続き相談に乗る体制をとった。

表1 援助申し込機関内訳

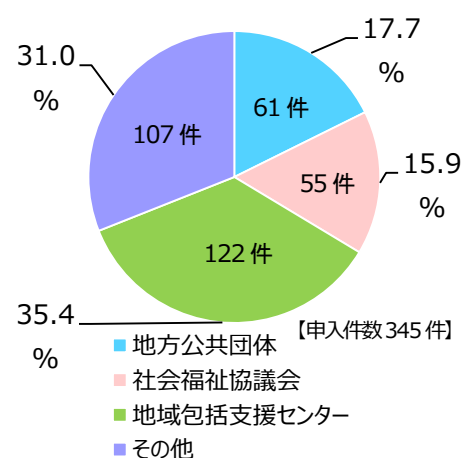
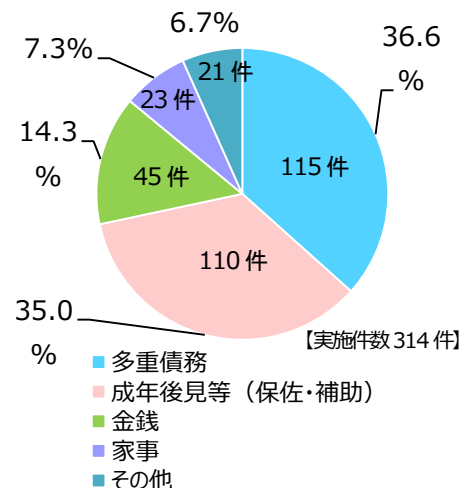


表2 事件類型別内訳



## 報道機関各位

### ② 親族が亡くなり、相続が問題となった事案

関東の 80 代夫婦。2 か月前一人娘が亡くなった。全く知らなかった娘のローンなど数社から請求の通知や電話が来ている。生活保護で生活していて払えない。

⇒ 夫婦ともに相続放棄の希望あり，手続の代理を依頼。

### ③ 財産管理が必要となり、成年後見等申立てに至った事案

近畿の 60 代男性。20 代で統合失調症発症、一人暮らし。親族とは疎遠。最近部屋が散らかるようになり，身体機能の低下も見られる。本人に金銭管理を任せると使いすぎてしまう。以前から判断能力が低下したら後見制度を利用したいと申出があり。

⇒ 手続について説明の上，後見等（保佐・補助）申立てを依頼。

### ④ 騙されて債務を負ったが、債務整理に至った事案

東北の 90 代男性。数年前に借りたカードローンやキャッシング約 300 万円の請求がグループホームに届いている。本人は知り合った人物に騙されて名義を貸しただけというがどうしたらよいか。

⇒ 騙した人物について情報がなく見つけて払わせるのは困難。法的には名義人の借入れである旨説明。自己破産申立予定で手続の代理を依頼。

## 2) DV, ストーカー, 児童虐待の被害に遭われている方への法律相談 (DV等被害者法律相談援助)

### 【背景】

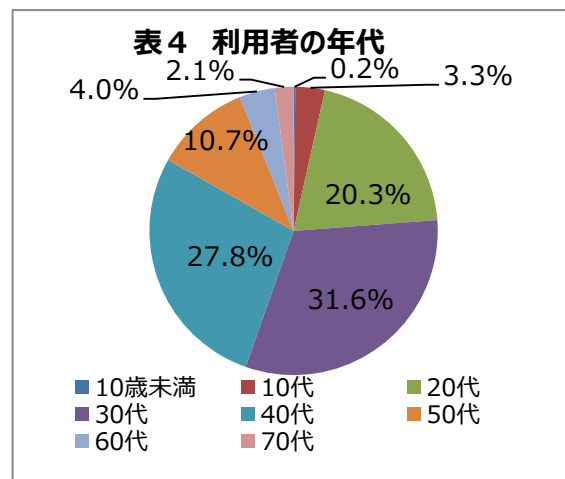
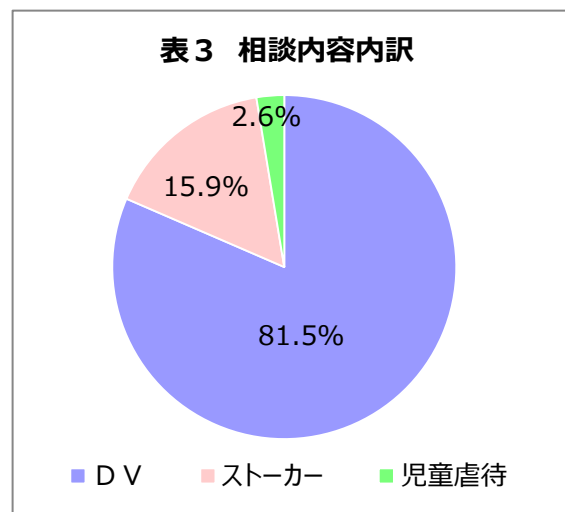
DV, ストーカー, 児童虐待は, 深刻な被害へと急速に進展する危険性が高く, できるだけ早い段階で弁護士による助言が必要な場合がありますが, 従来は, 刑事に関するものは法律相談援助の対象外とされてきました。

### 【ポイント】

そこで本援助は, 刑事に関するものも含め, DV, ストーカー, 児童虐待の侵害行為を現に受けている疑いがあると認められる方に対して, 再被害の防止に必要な法律相談を実施するものです。

### 【実績】

平成 30 年 8 月 31 日までの本援助の実施件数は 428 件となっています。本援助における相談内容の内訳は表 3 のとおりであり, DV に関する相談が最多となっています。また, 表 4 のとおり幅広い年代の方にご利用いただいています。



本件に関する問合せ先

日本司法支援センター本部総務部広報・調査室／電話：0503383-5348